

広告

<h3>聞くこえの相談会</h3> <p>内人工内耳の説明会と体験など。 日7月6日(日)13時～16時。 所身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。 対中途失聴者・難聴者とその関係者。</p> <p>問身体障害者福祉協会 電(641)8853、FAX(644)2628</p>	
<h3>社会福祉大会</h3> <p>内功労者の表彰と、出会いと人生に関する講演。 日所7月3日(木)13時～16時。市民ホール(中央区北1西1)。</p> <p>問市社会福協議会 電(614)343</p>	
<h3>人工肛門・人工ぼうこうのための相談会</h3> <p>日6月22日(日)13時30分～16時。 所対北区民センター(北区北25西6)。人工肛門・人工ぼうこうの方とその家族。</p> <p>問身体障害者福祉協会 電(641)8853</p>	
<h3>認知症の方を介護する男性のつどい</h3> <p>内認知症の方との接し方を学ぶ講話と食事交流会。 日8月5日(火)～26日(火)。 所身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。 対障がいのある20歳以上のパ</p>	
<h3>視覚障がいのある方との市民交流ダンスパーティー</h3> <p>日6月15日(日)13時～15時30分。 所身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。</p> <p>問視覚障害者福祉協会 電(644)8310</p>	
<h3>グルーブホーム開設事業者の募集説明会</h3> <p>詳しく述べお問い合わせを。</p> <p>日7月14日(月)。</p> <p>所市役所12階会議室。</p> <p>対来年度中にグルーブホーム開設を希望する事業者。</p> <p>申市役所3階介護保険課、HPで配布中の申込書を、6月20</p>	
<h3>健 康</h3> <p>風疹の抗体検査</p> <p>日6月1日(日)から。 所市内の指定医療機関。</p>	
<h3>新型インフルエンザ対策行動計画改定案への意見募集</h3> <p>意見募集6月23日(月)から区役所などで配布する素案をご覧の上、7月22日(火)(必着)まで。</p> <p>問感染症総合対策課 電(622)1999、HP</p>	
<p>内知症の方との関係、要介護度、同伴者の有無、介護歴を記入し、6月16日(月)までに日本認知症グループホーム協会 電(211)0727、FAX(211)0726へ。 抽選6)へ。 問介護保険課 電(211)2547</p> <p>日対7月11日～9月24日の全20回。ひとり親家庭の親と寡婦(かつて母子家庭の母だつた方)で未受講の方30人。</p> <p>問市コールセンター 電(222)4894</p>	
<h3>介護事務講習会</h3> <p>日7月11日～9月24日の全20回。ひとり親家庭の親と寡婦(かつて母子家庭の母だつた方)で未受講の方30人。</p> <p>問介護保険課 電(211)2972</p>	
<p>内後縦靭帯骨化症の治療とリハビリ。個人相談あり。 日所7月5日(土)13時～16時。WEST19(中央区大通西19)。 対難病患者と家族80人。</p> <p>申WEST19(中央区大通西19)。 問健康企画課 電(512)3233～。</p>	
<h3>難病医療相談会</h3> <p>内市内に居住し、過去に風疹の抗体検査や予防接種を受けたおらず、病歴の無い方で、①妊娠を希望する女性と、②風疹抗体価が低い妊婦の配偶者。</p> <p>問市コールセンター 電(222)4894</p>	

①行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
⑤電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

家庭医学講座

内 更年期、無痛分娩、体外受精。個人相談あり。

日 6月21日(土)13時30分。
所 医師会館(中央区大通西19)。

問 健康企画課 (622) 5151

精神療養講座

内 精神障がい者支援の多様性。

日 所 6月21日(土)14時~16時。
W E S T 19(中央区大通西19)。

問 市コールセンター (222) 4894

禁煙・完全分煙に取り組む施設を募集

対 広く市民が利用する施設。

認定施設はHPに掲載。

申 申保健所(中央区大通西19 W E S T 19内)、HPなどで配布

中の申請書を、随時。

問 健康企画課 (622) 5151

むし歯予防パネル展

日 6月20日(金)~25日(水)。

所 市役所ロビー。

問 健康企画課 (622) 5151

児童心療センターに相談・受診予約受け付け電話を開設

子どもの発達や行動に関する相談に応じます。新規受診予約も可能(紹介状が必要)。

受付時間 9時~17時。

電話番号 (821) 9861。
問 児童心療センター(豊平区平岸4の18) (821) 0070、HP

ビジネスマンのためのヘルシーメニューを募集

内 社員食堂で喜ばれる健康的な料理レシピを募集。応募者に記念品を進呈。

申 申6月2日(月)から保健所(中央区大通西19 W E S T 19)、区保健センターで配布する応募用紙を、7月15日(火)(必着)まで。選考あり。

問 健康企画課 (622) 5151、HP



保険・年金

国民健康保険

△6月中旬に26年度の保険料の通知書を送付

納付方法は、通知書でご確認ください。年度途中から年金天引きが始まる世帯は、天引きが始まるまで、納入通知書などで納付してください。

問 区役所(1番)の保険年金課

国民年金

△6月中旬に保険料のお知らせを送付

国民年金は、老後の生活を支えるほか、障がい、死亡など

の際に必要な給付を行います。

未納があると給付を受けられないので、忘れない場合がありますので、忘れずに保険料を納付しましょう。なお、納付が困難な場合は、要件を満たすと申請により免除される制度がありますのでご相談ください。

問 区役所(1番)の保険年金課

国民年金制度

△6月中旬に65歳以上の方へ保険料のお知らせを送付

全員が居住用か事業用以外の不動産を所有していない。

持参するもの世帯全員の25年中の収入・預貯金額の分かるもの、健康保険証。

問 区役所(1番)の保険年金課

介護保険

△6月中旬に65歳以上の方へ保険料のお知らせを送付

介護保険サービスの利用者は、掛かった費用の1割や食費などを負担しますが、所得の低い方など一定の要件を満たすと、申請により減額・減免が受けられます。認定証を

お持ちの方も有効期限が6月末ですので申請してください。

問 区役所(1番)の保険年金課

臨時保健師

△6月中旬に65歳以上の方へ保険料のお知らせを送付

内 高齢者の家庭訪問など。

勤務場所 白石区保健福祉課。

採用期間 8月12日(火)から6カ月。延長あり。

勤務時間 月曜~金曜 8時45分~17時15分。

職員募集

△6月中旬に65歳以上の方へ保険料のお知らせを送付

申 申履歴書と保健師免許の写しを、7月23日(火)(必着)までに持参、送付。選考あり。

申込先 問 白石区(1番)保健福祉課 (861) 2450

プール管理運営指導スタッフ

申 勤務場所 市立温水プール。

対 平成8年4月1日までに生まれた方各施設若干名。

申 申7月1日(火)から市立温水プールで配布する申込用紙を、7月13日(日)(必着)まで。選考あり。

△国民健康保険料の年間支払額が決まりました

26年度の年間支払い分の上限額が、医療分51万円、支援金分16万円、介護分14万円に

決まりました。

△低所得者減免制度

26年度の保険料が第3段階(軽減措置を含む)以上で、次の全ての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。区役所保険年金課へ申請してください。

△後期高齢者医療制度

内 26年度の途中から年金天引きに該当する方は、天引きが始まるまで、納付してください。

申 申該当する方は、天引きが始まるまで、納入通知書などで納付してください。

問 区役所(1番)の保険年金課

内 なお、年度の途中から年金天引きに該当する方は、天引きが始まるまで、納入通知書などでの支えのほか、障がい、死亡など

が始まるまで、納入通知書などで納付してください。

問 区役所(1番)の保険年金課

内 26年度の保険料が第3段階(軽減措置を含む)以上で、次に生計が困難な方には利用者が負担額を軽減、(3)旧措置入所者の利用者負担の特例(介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所している方は、以前の負担を超えないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減)。

問 区役所(1番)の保健福祉課

△社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方には利用者が負担額を軽減、(3)旧措置入所者の利用者負担の特例(介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所している方は、以前の負担を超えないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減)。

△社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方には利用者が負担額を軽減、(3)旧措置入所者の利用者負担の特例(介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所している方は、以前の負担を超えないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減)。

△社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方には利用者が負担額を軽減、(3)旧措置入所者の利用者負担の特例(介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所している方は、以前の負担を超えないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減)。